

一宮市高齢者等配食サービス事業業務委託事業者選定実施要領

1 趣旨

本要領は一宮市が実施する配食サービス事業の業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 一宮市高齢者等配食サービス事業
- (2) 事業主体 一宮市
- (3) 選定方式 見積書兼受託申込書の公募によるプロポーザル方式
- (4) 委託業務期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
- (5) 業務内容
別紙、一宮市高齢者等配食サービス事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」）のとおり。
- (6) 契約方法 単価契約
- (7) 配食単価（消費税及び地方消費税を含む）
単価は 1 食当たり 660 円から 900 円の範囲内で設定し、その内、一宮市から支払う委託料は、1 食当たり 330 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 受託条件

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 一宮市の規定による指名停止期間中でないこと。
- (3) 2025 年 4 月 1 日に令和 6・7 年度一宮市入札参加者名簿に登録されていること。
- (4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者または事業所の衛生管理等について問題ないことを証明できる書類を市へ提出し、市が配食業者として適切であると認めた事業者で、市内に本社あるいは営業所を有し、その事業所において調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (5) 2025 年 3 月 1 日までに市内において宅配弁当等の実績が 6 カ月以上あること。
- (6) 仕様書に記載された業務内容を履行可能なこと。

4 参加者の失格事項

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合。
- (2) 市職員との不適切な接触等が確認された場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合。

5 スケジュール

実施要領発表・公募開始	1月23日（木）
質問の受付	1月23日（木）～1月29日（水）
質問の回答	2月3日（月）
参加表明書の提出	2月4日（火）～2月10日（月）
参加可否の通知	2月13日（木）
見積書兼受託申込書等の提出	2月14日（金）～2月25日（火）
新規参入業者の現地調査	2月26日（水）～2月28日（金）
業務委託事業者の選定	3月3日（月）～3月4日（火）

6 質問及び回答

委託業務の内容に関して質疑のある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

（1）質問書の提出

- ア 提出書類 「質問書」
- イ 提出期限 2025年1月29日（水）午後5時まで
- ウ 提出先 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市高年福祉課在宅福祉グループ（本庁舎2階27番窓口）
- エ 提出方法 電子メール又はFAX
電子メール kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp
FAX (0586) 73-1019

（2）質問への回答

2025年2月3日（月）に市ウェブサイトに掲載する。ページID：1032731

7 参加表明書の提出

当プロポーザルに参加しようとする者は以下のとおり参加表明書を提出しなければならない。

- （1）提出書類 「参加表明書」
- （2）提出期間 2025年2月4日（火）～2025年2月10日（月）午後5時まで
- （3）提出先 前記質問書の提出先に同じ
- （4）提出方法
- ・郵送の場合：提出期限必着とする。
 - ・持参の場合：各日午前9時から午後5時までに提出すること。
 - ・電子メールの場合：代表者印を押印した「参加表明書」をPDFファイルとして提出期限までに送信すること。

8 参加可否の通知

2025 年 2 月 13 日（木）に担当連絡先に電子メールにて参加の可否を通知する。

この時、参加不可とされた者は、通知の翌日から起算して 7 日以内に理由の開示を求められることができる。

9 見積書兼受託申込書等の提出

（1）提出書類

「一宮市高齢者等配食サービス事業単価見積書兼受託申込書」に次に掲げる必要書類を添付し、提出すること。ただし、令和 6 年度に当該業務について一宮市と契約締結の実績がある場合には、カの提出を省略することができる。なお、カについて、提出期間までに 6 カ月の実績表が用意できない場合は、用意できる範囲の実績表を提出し、2025 年 3 月 3 日までに 6 カ月分の実績表を提出しなければならない。

ア 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し等

イ 管理栄養士等免許証または資格証明書の写し

ウ 提供する弁当の写真及び献立表、パンフレット等

エ 実施業者調書

オ 配達可能区域をマークした地図

カ 直近 6 カ月の配食実績表（書式は任意）

（2）提出期間 2025 年 2 月 14 日（金）～2025 年 2 月 25 日（火）

午後 5 時必着

（3）提出先 前記質問書の提出先に同じ

（4）提出方法 前記参加表明書の提出方法に同じ

（5）その他

ア 見積書兼受託申込書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出された見積書兼受託申込書は返却しない。

10 新規参入業者の現地調査

令和 7 年度より新規参入を希望する業者へは衛生面、配達面等を確認するため現地調査を実施する。現地調査の日程・詳細は参加可否の通知後速やかに連絡する。

11 業務委託事業者の選定

（1）選定方法

受託条件を全て満たし、提出された書類等に疑義がない事業者全てと契約を締結する。そのため、複数社が事業を受託する可能性がある。

（2）選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに提出事業者全員に電子メールによって通知する。審査結果について質問がある場合は、通知を受け取った日から起算して 7 日以内に説明を求めることができる。

1 2 配食弁当展示会の開催

業務委託事業者及び配食弁当について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に広く周知するため、配食弁当の展示会を開催する。展示会の日程・詳細は、業務委託事業者選定後、速やかに電子メールによって通知する。

1 3 過去の実績データ（参考）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延配食数	約 447,000 食	約 454,000 食	約 464,000 食
委託業者数	10 社	11 社	11 社